

## 官民連携事業 「次世代の学び創造プロジェクト（まなプロ）」実施要綱

### （趣旨）

第1条 社会の急激な変化に伴い教育課題が山積する中、総合教育センター（以下「センター」という。）は、内部にあるリソースを最大限に活用する一方、民間企業等の知見等を積極的に導入しながら、新学習指導要領を踏まえた新たな教育方法の開発に取り組む必要がある。

この要綱は、センターが、新たな教育方法を開発するために実施する官民連携事業「次世代の学び創造プロジェクト（まなプロ）」（以下「まなプロ」という。）について、必要な事項を定める。

### （事業内容）

第2条 まなプロの内容は、次に掲げるものとする。

- （1）官民連携を促進するためのウェブサイトを作成すること
- （2）学校教育の課題を解決するための事業、研究、企画等の提案を民間企業等（以下「提案者」という。）から募集すること
- （3）提案のあった事業、研究、企画等を審査し、実施すべきものを採択すること
- （4）採択された案件について、提案者とセンターが協働して実施すること
- （5）実施した成果について県民及び関係機関等に公表すること
- （6）官民連携による教育課題解決に関する会議やフォーラム等を開催すること
- （7）知事部局及び教育局の関係課等との連絡調整を図ること
- （8）その他、官民連携による教育課題解決に関すること

### （提案）

第3条 学校教育の課題を解決するための事業、研究、企画等の提案及び提案者に関する条件等については、別に定める。

### （採択）

第4条 提案された案件の採択に係る審査基準及び審査方法等については、別に定める。

### （実施）

第5条 採択された案件を実施する際には、目標、方法、成果指標等を定めた実施計画をセンターと提案者とが協働して、事前に作成し、実施する。

### （評価）

第6条 実施した案件の成果については、センター、提案者及び関係者から成る評価委員会を設置して評価し、公表する。

(実施期間)

第7条 まなプロの実施期間は、施行日から令和5年3月31日までとする。

(組織)

第8条 まなプロを円滑に実施するため、センター内に「まなプロ運営事務局」を設置する。設置要綱は別に定める。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別途、センター所長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。